### 平成28年4月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年4月7日(木)
- 2 場 所 都城市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後13時50分
- 4 終了時間 午後16時00分
- 5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、島津委員、黒木教育長

#### その他の出席者

児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、東スポーツ振興課長、朝 倉生涯学習課長、山下文化財課長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、桜木高 城地域振興課課長竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 会議録署名委員

中原委員、赤松委員

## 7 開会

## ○小西委員長

ただいまより、4月定例教育委員会を開催します。なお、本日の議事の終了時間は、 4時00分を予定しています。その後、都城市教育振興基本計画「都城市教育の現状 と課題について」の報告と図書館の基本設計の説明があります。皆様のご協力をお願 いします。

## 8 前会議録の承認

## ○小西委員長

平成28年2月定例教育委員会、2月臨時教育委員会、3月定例教育委員会の会議録につきましては、お手元にお配りしています。会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。

ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。

#### 9 会議録署名委員の指名

# ○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15 条の規定により、中原委員、赤松委員にお願いします。

### 10 教育長報告

## ○教育長

教育長報告はお手元にあります。一つは人事のことで、まずは、南部教育事務所の 転入者の資料があるかと思いますけれども、今回、11名の方が新しく来られた方で す。先日、ご挨拶にみえまして、金子先生のあとに黒木健一さんという方が所長とし て来られました。この右の方に書いてあるのが、前職の所属です。教職員課から来ら れました。畑中さんという方は、事務系の方で、教育長総務課人事担当ということで 来られました。それから、永山先生は、山之口中学校の校長先生で、皆さんご存知かと思いますけど、その方が教育推進課長ということで来られました。総務担当の主事として会計課から主任、学校人事担当に紙屋小学校の教頭先生であった吉井さんが副主幹として来られました。教育推進課の方には、それぞれ家庭地域教育担当と北諸地域地区学校教育担当、西諸地区学校教育担当がございますけれども、詳細は申し上げませんが、そのように新しく変わられたということでご覧おきください。

それから、校長、教頭の異動につきましては、そこに顔写真がございます、名前もあると思いますので、時間の関係で省略させていただきますが、そのような方々が新しく校長先生になられ、または教頭先生になられたということでございますので、ご覧おきください。

今年は14名退職者が出ましたが、来年度は退職者が少のうございます。校長の退職者はそんなに沢山ないということです。ご覧おきいただければと思います。

もう一つは、生徒指導関係の資料を配っています。

これは、平成27年度の生徒指導状況でございます。3月までのということで、3月末現在で、把握している数です。ご存知のように、不登校が小学校でかなり増えて、2倍という状況になっております。

いじめの件数に関してですが、これは、実は、今年、昨年の11月の時、ちょうど 文部科学省の調査があって、非常に詳しく、ちょっとしたことでも書かれた学校もあ るのです。それが記載されているので、実際はこんなに多くないのですけど、そうい う部分が入っております。ただ増えていることは事実でございますので。

不登校の児童、生徒数ですが、中学校のほうは若干増えている人数になっております。原因はなかなかわからないです。小学校の場合は、決定的なことも結構ありますけれども、なかなか原因を特定するまでには至っていないということで、教育相談でも色々相談を受けているのですけど、実際になかなか登校するまでには至っておりません。

それから、2番の非行問題に関しては、暴力行為とか、家出、エスケープということで、これが61件で、平成26年度に比べると減ってはいるのですけれども、大体平成25年度、26年度、27年で度、若干の増減はあるのですけれども、同じような状況が続いているということです。

それから、交通事故です。これも平成25年度、26年度、27年度が同じように、30件の後半ぐらいから40件ぐらいで、子どもたちは飛び出しとか、色々な不注意みたいなところがあり、交通事故の件数が減っていません。

それから、4番目の声かけ不審者は、平成26年度に比べると減っております。平成26年度は71件ありましたけれども、現在は52件ということで、実害はありませんけれども、小学生への声かけが多発して、必ずしも年寄りの方ではなくて、中年ぐらいの方とか、もうちょっと若い方が声をかけております。

それから、いじめの相談件数も、減ってはおりません。各学校でしっかり把握して

いただいて、対応していただいているということで、現在はいじめの相談がずっと継続して続いているものは、数件はありますけれども、それ以外はありません。

以上、平成27年度はこういう状況でしたということで、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

### ○小西委員長

ただいまの報告の内容についてお尋ねはありますでしょうか。

保護者への対応に苦慮されているのは、どのような具体的なクレームでしょうか。

### ○教育長

本来の問題解決の前に、別の問題が発生し、その派生した事案の対応で校長や担当職員が謝りに行く事態になるなど本題に入る前にこじれてしまう場合もあるようです。不登校などでも、親がなかなか対応してくれないという問題があるとか、その辺が非常に苦労されていると思います。

### ○小西委員長

そういう状況というのは、特定の学校というか、それぞれの学校であるのでしょうか。

### ○教育長

生徒指導の先生は各学校で決まっているわけです。生徒指導の先生が親に対応する時に、態度が悪いと言われたりして、あの先生を変えろみたいなことになってきたりするケースがあります。いじめとかではなく、教員の指導力に関して問題が起きているものもあります。すべての学校で起きているわけではありません。

## ○小西委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育長の報告はよろしいでしょうか。

以上でありがとうございました。

# 11 議事

# ○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告23件、議案3件の合計23件です。報告第2号について、教育部長より説明をお願いします。

### ○教育部長

それでは、報告第2号 臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、 内容は定期人事についての報告であります。4月1日付で辞令交付が終わって、28 年度がスタートしました。

臨時代理書を開いていただいて、A4の横長の27年度教育委員会人事異動等調べがありますが、まずそこからご覧いただきたいと思います。

数字だけ書いてあるのがあると思います。よろしいでしょうか。

これでは、転入、転出、それから職員定数等について数字を書いてございます。

転入の部分だけ申し上げます。昇任が6名おりました。それから異動昇任が2名と、 異動が22人、新規採用が2人ということです。その場での昇任を除くと、新しく今 回教育委員会に転入したのが26名おります。

次に転出ですが、異動昇任というのは、昇任して異動というのが3名と、異動は24名で、合計27名の転出者がございます。結局、差し引きマイナス1ということで、定数としては、昨年度107名だったものが1名減ということで、106名の職員体制になっております。

次のページを開いていただいて、A3版の横長があると思います。そこに職員の名簿があります。私たちは非常に残念ながら、課長昇任が誰もいなかったというのが非常に厳しかったなと思います。教育委員会の職員には恵まれなかった28年度の4月1日の異動だったと。ただし、教育総務課から順番にやりますが、これは転入した職員と転出した職員の名簿があります。ただ昇任をした者も転出等ということで書いてありますので、転入等のほうだけご覧いただければいいと思いますが、課ごとにお話をさせていただきます。

教育総務課は、竹下主幹が副課長ということで昇任になりました。それから清水か な子さん、今日、教育委員会の担当で来てもらっていますが、保育課の副主幹から主 幹という形で、昇任での異動ということになります。それから、学校教育課につきま しては、先ほど紹介がありましたうように、指導主事の先生方が入って来られました が、主な方と課長だけご紹介すると、副課長が野村久志副課長が管財課の方からおみ えになりました。転出の方では、久保田課長が姫城中学校へ、堀切副課長が農産園芸 課のほうに異動になっております。それから、転入者の方では、学校教育課には、納 税課の主幹でおられました本村英宏さんが学校教育課に主幹で転入をして来られまし た。あと、昇任としては、学校教育課の主査の内明美さんが、今回副主幹ということ で昇任をされたところでございます。スポーツ振興課につきましては、蔵満副主幹が 主幹ということで昇任になりました。右の方を見てもらうと、転出の方で、今回、生 涯学習課から他課へ転出された方がそれぞれ昇任をしております。生涯学習課の加藤 主幹が会計課の副課長ということです。それから小牧主査が商工政策課の副主幹とい うことでございます。中原主事が市民課の主査ということで昇任の異動、文化財課に つきましては、転入からご覧いただきたいと思いますが、菊永主査と栗山主査がそれ ぞれ副主幹ということで昇任をしております。それから、学校給食課の方には、環境 政策課の中村主幹が副課長ということで、昇任による異動という形です。それから、 美術館は、副主幹が一人転入、転出があります。長友さんが山田のほうに転出になっ て、保険年金課の山崎さんが転入ということでございます。それから、島津邸のほう は、田中愰太郎さんが新規採用、彼は学芸員ということで、今回、1名増となります。 以上で、人事異動の内容についてご説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。ご質問はないでしょうか。私、不勉強なのですが、一番 下の小松原中学校主任というお仕事は何でしょうか。

### ○教育部長

小・中学校にある3名の方の転入の部分ですが、小松原中学校の学校技術員のことです。

○小西委員長 わかりました。

## ○教育部長

新しい方が一人維持管理課から入って来られて、一人が環境業務課に異動になっております。あとは、配置換えの部分が入っているところでございます。再任用ですが、 先般、退職された吉薗さんが再任用で梅北小学校に配属ということになります。

以上です。

### ○小西委員長

よろしいでしょうか。それでは、報告第2号を承認します。

### ○小西委員長

それでは、報告第23号を高城地域振興課長よりご説明ください。

### ○高城地域振興課長

それでは、高城地域振興課長の桜木でございます。報告第23号をご報告させてい ただきます。

報告第23号は、臨時代理をいたしました事務の報告及び承認ということになります。 ページをめくっていただいて、臨時代理書をご覧いただきたいと思います。

高城地区内にあります3つの幼稚園の園長及び副園長につきまして、任命及び発令 したものでございます。

まず、高城幼稚園の園長に、高城小学校の曽原良平校長、副園長に同教頭坂本一臣 教頭、有水幼稚園の園長に、有水小学校の川崎伸幸校長、同副園長に福山勝文教頭、 石山幼稚園園長に、石山小学校永野悦子校長、同じく副園長に石山小学校今村千登志 教頭を任命したものでございます。なお、任命期間につきましては、平成28年4月 1日から平成29年3月31日までとなっております。

以上、ご報告申し上げ、ご承認の方をよろしくお願いいたします。

### ○小西委員長

ありがとうございました。このことについて、ご質問はありませんか。 よろしいでしょうか。それでは、報告第23号を承認させていただきます。

## ○小西委員長

次は、報告第16号、17号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

# ○文化財課長

文化財課の山下でございます。今回2件をご報告いたします。

1件目は、報告第16号 平成28年度企画展「災害とむきあう人々」開催要項の

制定についての報告でございます。

平成28年度新しい企画展といたしまして、今月の4月29日から9月4日まで、「災害とむきあう人々」と題しまして、都城市歴史資料館で展示を計画しております。 平成23年の新燃岳の大噴火、私たちに大きな影響を与えました。ほかにも全国各地の火山噴火や大地震、台風などが人々に大きな影響を与えております。この災害の痕跡を資料、いわゆる遺物やパネルなどで旧石器時代から現代に至るまでわかりやすく展示するものです。

主な展示物といたしましては、群馬県金井東裏遺跡より出土しました古墳時代の冑を着たまま火山灰に埋れました人骨の写真や東日本大震災で被災した文化財をいかにして修復等を行ったかなどを説明したパネル展示などです。この展示に関わる関連事業といたしまして、体験学習や巡回企画展、シンポジウムなどを予定しております。 以上のような内容の企画展のために開催要項を制定するものでございます。

2件目は、報告第17号 平成28年度春期体験学習会「いざ!春の陣~武将になって 城跡探検~」開催要項についての報告でございます。

今回2回目の開催となるイベントで、地名の由来となりました都城跡を子どもたちに楽しく探検してもらい、郷土の歴史を知ってもらうという企画のための開催要項の制定をするものでございます。

以上、二件の報告をいたします。よろしくお願いします。

## ○小西委員長

ありがとうございました。

内容についてお尋ねがありましたら。

ちょっとお尋ねいたします。

16号の方なのですが、開催期間が4月から9月までとなっていますけれども、これは、状況として、学校からの団体の見学とか、そういうものも、含まれるのでしょうか。

### ○文化財課長

もちろん、各学校にも公募をいたしまして、遠足等で利用していただいて、来てい ただこうという企画もございます。

#### ○中原委員

報告第17号なのですが、対象者が小学1年生から6年生までとなっているのですが、保護者も一緒ということで、この内容を見ますと、歴史が好きな方ということで、年配者の方もいらっしゃるのではないかなと思って、小学生に絞られた理由というか、お知らせいただきたいと思います。

#### ○文化財課長

歴史資料館というのは、もちろん、ご年配の方が来てもわかるように、地図等は作っているのですけれども、ただいま次代を担うお子さんたちにぜひあそこにこういう 城があったということを知っていただきたいということを一番の目的で下級生から上 級生までという目的で一応しております。ご希望があれば、また、高齢者の方も考えてみたいと思います。

## ○教育部長

昨年は、子どもたちバージョンと大人バージョンもありました。今年は4月には、 子どもたちだけでということですよね。

### ○教育長

別の機会にまたやるんですよね。

## ○教育部長

大人バージョンもかなり好評だったということで、いわゆる、城跡の歴史資料館の 敷地の中の向こう側、都城の城跡、お堀であったり、ここに遺蹟があったり、鳥居が あったりとかいったものを文化財課の職員が、自ら草刈りなど整備しました。

そして、そういう昔の時代を思い出す、彷彿させるようなそういうものを子どもた ちみんなに説明しながら、楽しみながら体験するという感じでした。

### ○教育長

大人の方は個人的に参加させていただき、子どもの方は、武将として参加させていただきました。

災害と向き合う人々で、文化財課の桑畑君がテレビに出るのはいつでしたか。

### ○文化財課長

すみません、まだ聞いていません。

## ○教育長

これと違うもので、テレビに出るのですよね。

## ○教育部長

あれは鹿児島のNHKではないのでしょうか。

### ○文化財課長

すみません。NHKの取材の予定がきているという話は聞きました。時間帯はちょっとまた聞いていませんでした。5月頃かなと思います。

#### ○教育長

鹿児島のNHKですか、そういう企画したものに、彼が弥生時代とか、縄文時代の 火山のこととか詳しいので、それに出演する予定ですが、私も日時ははっきり覚えて おりません。

### ○小西委員長

それではありがとうございました。報告の第16号、17号を承認させていただきます。

### ○小西委員長

報告第20号、21号、22号を都城島津邸館長よりお願いいたします。

## ○都城島津邸館長

館長の宇都でございます。今年もよろしくお願いします。

報告第20号についてご説明申し上げます。

都城島津邸五月人形展開催要項の制定についてでございます。

開催につきましては、ねらいが市内外の方々から広く武者人形を募って、島津邸本宅に展示して伝統的家屋である本宅を観覧していただくというのが目的でございます。 開催予定日が4月19日火曜日から5月25日日曜日まで、開館につきましては、本宅の中なので、観覧料100円をいただきまして、多くの人たちに島津邸本宅と同時に五月人形展を見ていただこうという企画でございます。

続きまして、報告第21号でございます。

「島津 de 端午!2016」こちらの開催要項の制定について申し上げます。こちらは、ゴールデンウィークに、子どもたちが喜ぶイベントをたくさん開催することによって、都城島津邸に家族等でたくさん来ていただきたいという願いを含めて、「島津 de 端午!」を開催するものでございます。期間は1日だけの、5月3日、祝日、火曜日になりますが、10時から15時半までになります。場所におきましては、島津広場を使いまして、開催いたします。こちらのほうは無料になります。

イベントの内容なのですが、生活文化課等にご協力を願いまして、「下長飯のジャンカン馬」とか、美術館の支援をいただきまして、「えほん侍」による読み聞かせ、それから、「ほんちくん」と「みやざき犬」を呼んでおりますので、ステージイベントを開催したいと思っております。あと、曽於市の「そお星人」というキャラクターがおりまして、こちらの方にも来ていただきまして、こちらの方もステージイベントをさせていただこうとしております。熊本城に「おもてなし武将隊」というのがございまして、演舞等をしていただけるのですが、この中に島津義弘氏の武者がいらっしゃいますので、そちらの方に来ていただきまして、演舞と写真撮影をしようという企画をしております。あと広場のステージにつきましては、今ある石蔵と剣道場の間の車の出入口のところに少しスペースがありますので、そちらのほうで今のイベントを行う予定で、広場の芝生が生えているところは、下に書いてあるとおり、終日ハンドメイドマーケットとフードマーケット、それから、石畳のところは人力車等、こちらのほうを同時開催したいと考えているところでございます。

続きまして、最後に、報告第22号でございます。

専決処分した事務についてなのですが、都城島津邸「さつき展」の教育委員会共催 についてということでご説明申し上げます。

こちらのほうは、みやこんじょ盆栽9人展という団体がございまして、こちらのさつきを30点程度本宅のほうに飾って、盆栽の魅力と本宅を同時に観覧していただこうというねらいでございます。開催予定日は、5月20日金曜日から22日日曜日までの本宅の開館時間と同じで、9時から17時まででございます。

これにつきましては、名称は都城島津邸さつき展ということで行いたいと考えております。こちらも、本宅の観覧料のみしか必要ございませんので、100円だけの入館料になります。

この3本につきましても、すべて、都城島津邸に色々な方々に来ていただきまして、 見ていただきたいと、集客のためのイベントという形で、今回、ご報告申し上げたと ころでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○委員長

ありがとうございました。

今の報告3件について、どうでしょうか。

5月3日なのですが、イベントの時に行かせていただくときは、お天気が気がかりだったのですけれども、雨のイベントの場合は、どうなるのでしょうか?すばらしい内容ですけれども、これは全部。

### ○都城島津邸館長

広場のほうを使って、ハンドマーケット、フードマーケット等は行いますが、ジャンカン馬等ができなくなりますので、できる範囲で、伝承館のホールでできる限りのものはやりたいと思っております。

### ○小西委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告の3件を承認させていただきます。

#### ○小西委員長

それでは、報告第18号、19号を美術館長よりご説明お願いいたします。

## ○美術館長

まず、報告の18号ですが、平成28年度の美術館の行事予定ということで、収蔵 作品展及び市美展、特別展の予定についてでございます。

カレンダーのほうが見やすいかと思いますので、まず、現在、展示をしております「めぐる四季と生」というタイトルで、昨年度新しく収蔵した作品などを中心に、現在、展示を行っております。これが5月8日までです。それが終わりましたら、5月24日から7月3日まで「迫力満点の山々」ということで、風景画を中心にした展示を企画しております。それが終わりましたら、夏休み企画ということで、7月20日から8月21日まで、<入門>アートの疑問「身体と感覚」というテーマで展示をしております。この期間中は、都城地域の特色であります六月灯の期間でもありますので、昨年度に引き続きまして、燈籠絵をかくワークショップを土日に実施したいと思っております。それから、63回目の市美展を9月17日から10月2日で予定しております。表彰式を途中の土曜日、9月24日に予定しております。今年度の特別展につきましては、10月22日から11月27日、鹿児島県の垂水市出身の和田英作の作品を中心にした特別展の準備をしているところです。

年が明けまして、1月5日から2月26日まで、昨年UMKさんが所有されている 瑛久の作品がかなりの量70点ぐらいなのですが、寄託をいただきましたので、預か って、うちのほうで管理をするかわりに、展示に使っていいということでお預かりし ましたので、それを中心にした瑛久の作品展を企画しております。3月14日からに ついては、詳しく決めておりませんので、これから準備をいたします。

カレンダーのそれぞれの収蔵作品展、企画展の間の白いところは、準備のための清掃や展示替えのための休館日ということになります。

続きまして、報告第19号でございます。臨時代理した事務の報告及び承認ということで、美術館作品収集委員会の委員の先生の委嘱についてでございます。2年の任期で、昨年の3月31日で任期が満了となりましたので、新たに任命するものです。福岡のアジア美術館の元館長をされておりまして、現在、福岡市の文化政策アドバイザーをされております安永幸一先生、元宮崎県立美術館の顧問の土屋公雄先生、宮大の教育文化学部の教授であります石川千佳子先生に再任いただくということで、本年度の4月1日から30年の3月31日まで、2年間の再任をお願いしているところです。

以上です。

### ○小西委員長

ありがとうございました。

2報告について、何かお尋ねはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第18号、19号を承認させていただきます。

# ○小西委員長

それでは、報告第11号をスポーツ振興課長よりご説明お願いいたします。

## ○スポーツ振興課長

それでは、説明させていただいます。

報告第11号、スポーツ推進委員の委嘱につきましては、本市のスポーツ推進にご 尽力されておりますスポーツ推進委員の皆様の任期が平成27年度末で満了となりま したので、そのことに伴いまして、新しい委員への委嘱を都城市教育委員会の権限に 属する事務の規則第3条の規定に基づきまして、平成28年4月1日付で臨時代理を しましたので、ここにご報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

なお、委員の選任及び委嘱につきましては、都城市スポーツ推進に関する規則に基づきまして、市内の15地区から44名を推薦いただきました。そして、学識経験者枠で3名を選任いたしております。合計47名中、5名の方が今回新任でございます。42名の方が継続となっております。

なお、今年度からの新しい取り組みとしまして、かねてより親と子スポーツ教室等の 開催を独自で行っております南九州大学の人間発達学部の学生2名の方に、学識経験 者の枠で委員として加わっていただきまして、より一層の連携推進を図る取り組みを いたすこととしております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## ○小西委員長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、質問が無いようですので、報告第11号を承認させていただきます。

### ○小西委員長

それでは、生涯学習課から報告第12、13、14、15号までをご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

### ○生涯教育課長

それでは、報告第12号 平成28年度都城市よか・余暇・楽習ネットワーク事業 費補助金交付要項の制定についてご説明いたします。

よか・余暇・楽習ネットワーク事業とは、学習グループとボランティア指導者を結びつけて、生涯学習の推進を図る事業で、行政が行うべき事業を民間の業者に委ねて行う公共性の高い事業として、これを実施する団体に対し、補助金を交付しております。なお、予算につきましては、毎年度予算査定の対象となっていることから、単年度補助金としての要項としております。

別紙資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第6条第1項の下線部、「会計年度終了後20日以内に」を他の補助金交付要綱にあわせて、「事業終了後一月以内、または会計年度末のいずれか早い時期まで」にと変更しております。平成28年度も特定営利活動法人きらりネット都城を実施団体として補助を行う予定です。

また、参考までに、平成26年度事業実績報告書と収支決算書、平成27年度事業 計画書と収支予算書を添付しております。

報告第13号 臨時代理した事務の報告及び承認について、放課後子ども教室コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱についてご説明いたします。

これは、放課後子ども教室の指導をお願いしているコーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理いたしましたので、ご報告し、承認を求めるものです。

本年度も別紙のとおり、市内9カ所で、本年度は上長飯小学校を2教室に分けますので、10教室で、放課後子ども教室を配置するものです。なお、コーディネーター3名、教育活動推進員5名、教育活動サポーター20名の合計28名の方を委嘱したところです。そのうち、教育活動サポーターの1名、古江洋子さんが新任で、ほかの27名は再任となっております。任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。

次に、報告第14号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市特別職に 属する非常勤職員の任命についてご説明いたします。

これは、別紙にありますとおり、社会教育指導員8名、青少年育成指導員1名の任命について、臨時代理いたしましたので、ご報告し、承認を求めるものです。

今年度も、社会教育指導員を生涯学習課に4名、各総合支所地域振興課に各1名の

4名を配置するもので、生涯学習課の4名については、3名が継続、1名が新任となっております。また、各地域振興課につきましては、山之口、高城の2名は継続、山田、高崎の2名は新任となっております。また、総合福祉会館内の勤労青少年ホームに配置する青少年育成指導員1名が継続となっております。任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第15号 平成28年度都城市子どもフェスティバル開催要項の 制定についてご説明いたします。

子どもフェスティバルは、子ども実行委員が中心となって、自ら企画、運営する子どもたちのための祭典、フェスティバルで、毎年開催しております。本年度は10月16日、第三日曜日の家庭の日に開催する予定です。市内の小学生を対象に、入場無料で参加でき、人気イベントは整理券を求めて行列ができるほど、毎年多くの親子連れでにぎわっております。会場につきましては、今回も多くの部屋の確保や駐車場の利用のしやすさなど、効率的な利用が可能であるコミュニティセンターと中央公民館を予定しております。

また、子ども実行委員については、小学5年、6年生を対象に公募し、ジュニアリーダークラブたんぽぽのメンバーや大人実行委員のサポートを受けながら、6月から複数回の実行委員会を開催し、準備から製作活動、会場設営などに取り組んでまいります。参考として、昨年度のパンフレットを添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ○小西委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、順不同で結構ですが、お尋ねはございませんか。 よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご説明いただきました報告第12号、13号、14号、15号 を承認させていただきます。

#### ○小西委員長

教育総務課長より、報告第1号と議案第1号をご説明お願いいたします。

# ○教育総務課長

まず、報告第1号 専決処分した事例 平成27年度都城市教育委員会名義後援についてご説明いたします。

一枚開けていただきまして、平成28年2月3日から平成28年3月25日までに、28件の名義後援を承認いたしております。これによりまして、平成27年度の名義後援は169件となりました。

内訳といたしましては、スポーツ関係が38件、学校教育関係が26件、生涯学習関係11件、美術館・文化財課関係が7件、総合支所関係16件、その他教育総務課で受けた事案といたしまして71件となっております。

続きまして、議案第1号をお開きください。都城市教職員住宅管理規則の一部を改

正する規則についてご説明いたします。

これは、先の2月の定例教育委員会におきましてご承認いただきました教職員住宅の財産処分につきまして、教育財産を廃止することになりました山之口、高城、高崎地区の教職員住宅について、規則から削除するものです。

開けていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

山之口地区はこれですべて教職員住宅が教育財産としてはもう無くなったという形をとっております。高城地区も同様です。そして高崎地区は、原稿の中ほどにあります縄瀬小教職員住宅の教育財産を外しまして、普通財産といたしました。そして、2月の定例教育委員会でご報告、ご審議いただいた件なのですけれども、すでに高崎地区地域振興課のほうへ所管替えをしております。その後の活用につきましては、高崎地域振興課の方で活用される予定になっておりますけれども、予定としては売却を予定しているものです。

これによりまして、平成28年4月現在の教職員住宅は、旧都城市内におきまして 12戸、高崎地区7戸の19戸となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

## ○小西委員長

報告第1号、議案第1号についてお尋ねはありませんでしょうか。 よろしいでしょうか。

## ○中原委員

名義後援の件なのですけれども、今、ご説明169件と伺ったのですが。

### ○教育総務課長

170で終わっているのですが、番号の一つが共催であったものを名義後援と入れ 込んでしまって、一番欠番になっておりますので、実質は169件です。

#### ○小西委員長

それでは、報告第1号を承認させていただきまして、議案第1号を決定させていた だきます。

ありがとうございました。

# ○小西委員長

報告第3号~第10号、議案第2号、議案第3号について、学校教育課長より説明 をお願いします。

### ○学校教育課長

報告の3号から6号まで、事務職員にかかることでございます。それでは、報告の3号からまいります。

報告第3号につきましては、平成28年度学校事務の効率化に関する共同実施主任ならびにサブリーダーの発令でございます。それは、臨時代理した事務の報告の承認についてでございますので、よろしくお願いいたします。

お手元の臨時代理書をご覧ください。そこにあります方々、共同実施主任が5名、

サブリーダーが以下合計で22名という人数で、発令をしております。

引き続き、すべて事務系をまとめますので、よろしいでしょうか。

報告第4号でございます。都城市小中学校共同実施支援室の指定でございます。

支援室につきましては、お手元の資料のとおり、姫城中学校を指名いたしました。

続きまして、報告第5号でございます。都城市小中学校共同実施支援室長並びに副 室長の指定についてでございます。

代理書をご覧ください。指定者といたしまして、共同実施支援室室長としまして、 姫城中学校の外山修事務主幹にお願いしました。それから、共同実施支援室副室長と しまして、妻ケ丘中学校の山下敏仁事務主査、この方は、今年度三股中からおいでに なった方でございます。この2名の方々を中心にしまして、都城市の事務についてや っていきたいと思っております。

では続きまして、報告第6号でございます。平成28年度事務主任の発令でございます。

これにつきましては、資料にありますように、40名の方々に事務主任として、色々職名のある方々ですが、改めて発令をしているところでございます。

以上が、学校事務に関するところでございました。

それでは、報告第7号でございます。平成28年度都城市小学校図書館サポーター 配置事業実施要項についてでございます。

お手元の資料にありますように、実施要項を定めさせていただきました。 そして、様式1といたしまして、図書館サポーターの配置決定通知書が続いております。今年度の図書館サポーターの活動をどのように補てんしていくか、保障していくかという内容でございました。

最後に、この図書館サポーターの配置一覧という資料がございます。

この中で、原則1人当たり2校担当になっております。丸印で囲ってある数字は、 1週間のうちの配置日数を示しております。なお、白雲小学校につきましては、児童 の在籍がない場合には、第三水曜日のみ行かせていただきたいとしているところでご ざいます。

では、報告第8号でございます。都城市教育相談員の任命についてでございます。 これにつきましても、お手元の資料をご覧ください。教育相談員としまして、石塚悟 さん、それから谷口勇生さん、村橋茂さん、千代森加奈さん、そして、山下美栄子さ ん、錦田健一郎さんを任命しました。右のほうには、前職や備考のところで色々な職 が書かれてあります。

報告第9号でございます。学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてでございます。これについても、お手元の資料をめくっていただきまして、学校歯科医・学校歯科医につきましては、2月の定例教育委員会へ付議しましたが、葉清貴先生、金丸義紀先生、是枝清子先生、内美代子先生の4名から辞退の申し出があったため、変更したものです。

では、報告第10号でございます。これが最後でございますが、小規模特任校制度を利用した入学についてでございます。

代理書の中に書いてあるように、小規模特任校制度を利用した入学について、1にあります許可内容は、高崎小学校を3月31日に卒業する6年生が、小規模特任校制度を利用して、夏尾中学校に入学することになっています。許可日が3月15日、許可期間が本年4月1日より平成31年3月31日でございます。

報告は以上でございます。

## ○小西委員長

まず、報告でお尋ねを出していただいて、あと、議案をご説明いただきたいと思います。数が多いと思いますので。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第10号なのですが、結局、小規模特任校制度を利用した入学というのは、初めてお聞きするかと思うのですけれども、この理由についてはどのようなことでしょうか。

# ○学校教育課長

小規模特任校について、夏尾小・中学校におきましては、この度、学校区を広げまして、様々な子どもたちを受け入れられるという特任校制度を利用することでございます。その中で、実際に入学をしたいと言ってきた子が1名いて、そこに編入をさせるということでございます。

### ○赤松委員

その制度は、都城市が作っている制度と国が作っている制度か、そういったところのご説明をいただけるともう少し理解が深まるのですけれども。

### ○小西委員長

今、記憶がありました。失礼しました。以前、夏尾小学校の特任制度で、明道校区から行かれたという事例があったのです。今、思い出したのですが。夏尾小学校にそういう制度があるという認識だったものですから、中学校もあるということですね。 理解いたしました。小学校だけという記憶がありましたので。

# ○学校教育課長

笛水小学校も2007年から始まっていると思いますが、同じ制度を2016年から夏尾小・中学校でとっているようでございます。

### ○赤松委員

それは、極めて小規模な学校をより活性化する目的で、市が特別な制度と理解していいのですか。

#### ○学校教育課長

特任校につきましては、私の認識だと国の制度だと思ったのですが、これはまた後日お調べしまして、きちんとした形でご報告をさせていただきます。

# ○小西委員長

すみません。記憶違いで、途中で思いつきました。失礼しました ほかに、報告の中でお尋ねはありませんでしょうか。

### ○中原委員

報告第5号なのですが、共同実施支援室室長及び副室長の指定についてですが、室 長、また、副室長は、中学校の方になるのですか。小・中学校、両方を指定する必要 はないのでしょうか。

### ○学校教育課長

どちらでもいいのですが、力のある方がならないと、今回、共同実施のやり方も副主幹制が引かれたりとか、色々と変わっているところがあります。その中で、新室長というのは、都城全体を見ていくということが役目になっております。今までは、共同実施地区内を見るというのが役目でございました。ところがそれではなくて、もう一つ、俯瞰した形でこのお二人から指導を仰ぎながらやっていくということが決まっております。

### ○中原委員

今度新しく来られたのですが妻ケ丘地区の山下さんもそういう方なのですか。

○学校教育課長

そうです。

# ○赤松委員

先ほど、妻ケ丘中の山下さんを事務主査とおっしゃいましたが、山下さんは事務主 査ですか? 山下さんは事務主幹ではないのですか?

### ○学校教育課長

すみまません。事務主幹でございました。大変申し訳ございません。訂正させてい ただきます。

#### ○小西委員長

質問ではないのですが、図書館サポーターというものについては、明確に資料をいただいたのは初めてかなと思いまして、熟読すべき資料だと思いますので、よく読ませていただきたいと思います。

# ○学校教育課長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

### ○教育長

図書館サポーターについては、この前、議会で質問が出まして、大分改良もしているので、将来に向かって考えていきたいと思います。市の契約が3年で切れるということなので、継続雇用するには、1年待って、1年置けばまたなれるのですけど、継続して採用はできないことがあって、議員さんの主たる質問は、職に慣れてきたのに、3年で切られるのはいかがなものかというお話でもありました。そのあたりのことも含めて、少し、処遇の改善をする必要があるのではないかと考えております。

# ○小西委員長

市立図書館のNPOの本の杜ゆうゆうも、市の直営の頃は嘱託の方が3年で変わられてキャリアが続かないということで、ああいうふうに、途中で委託に変わったと思うのですね。こちらは議会の時の質問で、機会の公平化ということで3年という期限が切られているということでしたけれども、実態は再募集をされる方は非常に少ないであるならば、実態にあわせて、折角のキャリアなので、3年というルールを外してもいいのではないかというふうにも考えたのですが。それはまた今後の検討事項だろうと思うのですけれども、希望者が殺到していれば、機会の公平化は大事だと思うのですけれども、辞められた方々は一年のブランクで呼ぶには大変不都合があって、辞められているとすれば、それもまたもったいないことだと思うのです。どちらがいいのかわかりませんけれども、一応検討していただければと思います。

### ○教育長

図書館サポーターになりたい方の数は多いわけです。実際は一桁の募集に対して3 0人ぐらい応募して来られるということなので、多いのです。先ほど、委員長が言われたように、機会の公平性を考えれば、多くの方に経験していただくために、職を与えるということも必要なことかなと思うので、その辺をどうするかの塩梅も難しいかなと思っているところです。

これは、市長のマニフェストの内容であり、20人まで増員をするのですが、結構、 応募者が多いみたいです。

## ○教育部長

これも増やす方向で、今度検討していくということですね。今、倍増したから、10名ほど増員になっていますね。小学校は30何校あるわけですから、利用サポートが図書館サポーターの仕事なので、もう少しクラス数に応じたくらい、もう少し充実させて子どもたちに本に関心を持っていただくためには、もう少し増やしていただければいいかなと思っております。教育委員会としても、計画として予算をつけていただいて、雇用者数を増やすようにお願いしていきたいと思います。

### ○小西委員長

色々な面でご検討をいただければありがたいと思います。

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告に関して、3号から10号までを承認させていただきまして、次、 議案についてお願いいたします。

議案第2号、3号です。

## ○学校教育課長

では、議案第2号、3号につきましては、ご説明させていただきたいと思います。 まず、議案第2号ですが、都城市立学校管理運営規則の一部を改正することについて でございます。

それでは、お手元の議案をお開きください。

まず、改正理由でございますが、学校管理運営規則の第32条第1項第11号については、別添のとおり、宮崎県の教育長から、平成28年2月18日付で、学校事務における事務副主幹の配置の依頼がありましたので、学校管理運営規則に加えるものでございます。第32条第1項第12号イ及び第50条の見出しについては、規則中の文言の訂正が必要なためでございます。

では、実際に見ていきます。

まず、現行と改正後の対象表をご覧いただくとわかりやすいかと思います。

まず、18条でございますが、中段のほうに並び同規則というものがありますが、これをきちんと施行規則第12条と置き換えました。めくっていただきまして、ここが先ほどの事務の配置に関わる部分でございます。第32条第1項(11)の事務職員のイのところに、事務副主幹、上司の命を受けて、特定の事務をつかさどることというのが入りました。これが入ったために、それぞれのイウエがずれまして、ウエオと改正されております。

さらに、第50条の見出しでございますが、ここに訂正をお願いいたします。セクシャルハラスメント相談員等が現行に入っておりますが、この等を除いていただけないでしょうか。この等が、誤植でございますが、等がセクシュアルハラスメント相談員等になったということでございます。

以上でございます。

## ○小西委員長

ありがとうございました。

ただいまの議案について、何がお尋ねはありますでしょうか。 よろしいですか。

### ○赤松委員

セクシャルという文言とセクシュアルという文言、セクシュアルのほうが正しいのでしょう。原稿のほうがセクシャルになっております。では、文言そのものが間違ったものを直したということですね。

### ○学校教育課長

確認しましたところ、旧のものにつきましては、平成23年のものは、等はついておりませんでしたので、ここはパワーハラスメントのことも踏まえた上で、等がはいったということでございます。確認をいたしましたところ。

### ○教育長

等は入っていなかったけれども、等は前まではなかったわけですね。間違っているのですね。

セクシャルがセクシュアルに変わったということですね。

### ○小西委員長

それでは、議案によるご説明についてお尋ねはよろしいでしょうか。 それでは、議案第2号と第3号を決定させていただきます。

# 12 その他

○5月定例教育委員会日程について

日程 平成28年5月11日(水)13:30から

会場 都城島津邸伝承館交流室

○6月定例教育委員会日程について日程 平成28年6月1日(水)13:30から会場 南別館3階委員会室

○教育委員会歓送迎会について日程 平成28年5月27日(金)18:30から会場 グリーンホテル

以上で、4月の定例教育委員会を終了いたします。